

書と提出し會社に再考を促すに至つたのでありませう。この事も又明草
會社の根本的基礎を確立せしめよと云ふ微意であることと酌みとて
戴きたいと思ひます。而して我々自重後諸氏が慎重この事を審議せられ
て御回答下さる人事と切望致します。

一、今回、解雇者中三十名は復職せしめられ

二、今回、解雇者三十五名は通う解雇手當を支給せん様取計を

A 保護積立金（規定通り）

B 法定予告手當（十四日分）

C 解雇手當一年ヨリ三年迄六十回但し五月未滿ハ

切替ワルコト以上年五十回

三、問題解決迄、日給支給せらる

四、雜費用トシテ貸付金一約三百圓を支給せらる

但し實費の解決後我々會計簿を公用にて取定ナルコト

五、被解雇者ニハ會社再興ノトキハ就職優先權ヲ附與セらる

六、今後在職者ニハ天災地変ヲ除ク臨時休業ニ日給金額

ヲ支拂ハル、様取計を

七、退職手當ヲ支給せらる

以上